

ヒルファディングと大衆ストライキ論争

河野裕康

はじめに

ドイツ社会民主党(SPD)における大衆ストライキ論争は、修正主義論争や保護関税論争、植民政策論争と並んで、帝国主義論争の重要な一側面であった。⁽¹⁾それは帝国主義期における社会変革のための新たな闘争形態、戦術の模索の過程であった。今やバリケードの戦術的効果⁽²⁾が疑問視されるなかで、議会闘争と共に議会外の大衆の直接的実力行使をどのように位置づけるのかという問題であった。それはより具体的には当時の普選運動とかわっており、まさに実践的課題としては、「政治的大衆ストライキがたしてプロイセン選挙法をめぐる闘争で、より有効な武器たりうるのかどうか⁽³⁾」ということ

であった。

他面では大衆ストライキ論争は、一九一四年八月四日の戦時公債承認に至るSPDの改良主義化の重要な「里程碑」⁽⁴⁾であった。それは党の内部のみならず、党と自由労働組合(FG)の間の力関係の変化を如実に反映していた。その限りではそれは、理論的にはともかく実践的には、「修正主義論争より重要であった」⁽⁵⁾とも言える。党内ではこの論争を契機にヒルファディングやカウツキーらが、修正派や急進派と区別され「中央派」として初めて現出してきた。

ヒルファディングはカウツキーと共に、党執行部の大衆ストライキ決議を原則的に擁護し、それに理論的支柱を提供した。またヒルファディングの論文「議会主義と

大衆ストライキ⁽⁶⁾（一九〇五年）は高く評価されて、双書に再録された⁽⁷⁾。それゆえ彼の大衆ストライキ論を検討することは、大戦前の党の改良主義化過程を探る上で欠かせない作業である。

SPDの大衆ストライキ論争は、一九〇五年頃と一九一〇年頃の二つのピークをもつ。従来一九〇五年頃のヒルファディングを論じたものは若干あるが、⁽⁸⁾しかし「中央派」の登場が一九一〇年の論争を契機としている以上、一九一〇年頃をも含めた総合的な検討が不可欠である。

それゆえ本稿ではこの両時期を通して彼の思想的立場を、ベルンシュタインやルクセンブルク、エックシュタイン、カウツキーらと比較しつつ検討する。彼が大衆ストライキと議会闘争をどのように位置づけたかを、彼の階級情勢認識等と関連させつつ明らかにすることによって、彼が党の改良主義化とどのようにかかわっていたのかを論じてゆきたい。

一 一九〇五年の論争

大衆ストライキ論争の直接的契機となったのは、世紀末からの普選運動の高揚であった。国際的には一八九一

年、九三年にベルギーの労働者が普通選挙権獲得のためのストライキ闘争で一定の成功を収め、一九〇二年には再びベルギー、スウェーデンで、さらに一九〇三年にはオランダでも大規模なストライキが企てられた。「そして大衆ストライキ論争とスト多発期の開始を決定的に促したものは、一九〇五年のロシア革命であった⁽⁹⁾」。ロシア革命は政治的変革の手段として、大衆ストライキが極めて有効であることを内外に示した。

ドイツでとりわけ焦点となったのは、ユンカーの優位を支える三級選挙制の改革運動であった。周知のように一八四九年以来プロイセンの下院で施行されてきた三級選挙制とは、直接税の納税総額が三等分されるように高額納税者から順に三階級に分けられた第一次選挙人が、各級同数の第二次選挙人を選び、さらに彼らが選挙区ごとに一人の議員を選ぶという間接公開の選挙制度であった。その結果一九〇三年の選挙では、最上層の第一階級は最下層の第三階級に比して、二五倍余もの選挙権を持っていた。同年にSPDは第一次選挙人の得票率約一九%で第二位だったにもかかわらず、議席は〇、続く一九〇八年の選挙でも二四%と第一位だったが、議席は総数

四四三中僅か七、他方、保守党は一四%で一五二名、中央党は二〇%で一〇四名等であった。⁽¹⁰⁾

かがる不合理な選挙制度の改革が課題となっている折しも、ザクセンではむしろ三級選挙制の導入(一八九六年)によってSPDが議会から排除され、またハンブルクやリュールベックでも選挙制度改悪の動きがあった。これに対して労働者階級は一九〇五年末にザクセンやプロイセンで選挙制度改革運動を展開し、一九〇六年一月にはハンブルクでドイツ初の政治的大衆ストライキを実施した。ちなみに一九〇五年は第一次大戦前の労働争議の頂点をなし、同年のスト参加者数は、それ以前の五年間の合計よりも多かった。⁽¹¹⁾

このような内外の運動の高まりの中で、国際的には一九〇四年の第二インターナショナル・アムステルダム大会は、以下のような決議を採択した。「会議は、全労働を特定の時点で停止するという絶対的ゼネラルストライキを、実行不可能のものとなす。……しかしし経済活動にとって重要な個々の部門もしくは多数の企業に波及するストライキは、重要な社会変革をなしとげ、あるいは労働者の権利への反動的攻撃に対抗するための究極の手段

となりうる。⁽¹²⁾」この決議は「ゼネラルストライキ」を、議会闘争ぬきに直接的行動で一挙に革命をひきおこそうとする「無政府主義的」戦術として否定しつつも、それは概念的に区別して「大衆ストライキ」を、社会変革及び労働者の権利擁護のための「究極的手段」として公式に認める画期的なものであった。⁽¹³⁾

SPD内での論争を見るならば、まず修正派のW・ハインは大衆ストライキに強く反対した。⁽¹⁴⁾彼によれば無政府主義的ゼネラルストライキと大衆ストライキの区別など無意味であり、いづれにせよ「そのようなストライキは、ドイツ社会民主党にとって何ら成功を保証しないだけでなく、確実な敗北と政治組織や労働組合の破壊ともたらし、超反動的政治を招来するだろう。⁽¹⁵⁾」

他方、ベルンシュタインら修正派の一部は議会制度を防衛する立場から、「政治的ストライキが政治闘争の適切な一形態となりうる⁽¹⁶⁾」ことを認めた。ベルンシュタインは何よりも議会を通じた平和的改革を追求するが、議会制度の条件としては選挙権が不可欠であり、それが脅かされるなら「極端な手段」も辞すべきではないと説く。それゆえ「政治的ストライキは、とりわけ労働者がいま

だ選挙権を持たないかあるいは極めて不十分にしか持っていない国で問題となる⁽¹⁷⁾。大衆ストライキは革命の手段などではなく、選挙権擁護といった「特定の目的」のために極めてまれに用いられる手段である。このように彼らは議会制度を重視する立場から、それに不可欠な選挙権を防衛するために、大衆ストライキの「例外的」な行使を認めた。

カウツキーは早くから大衆ストライキの戦術的意義を認めた。彼は一八九三年の第二インターナショナル・チューリッヒ大会の決議案で、「大衆ストライキは、場合によつては、経済闘争のみならず政治闘争において極めて有力な武器となりうる⁽¹⁸⁾」と草した。この案は時間切れで総会では論議されなかったが、運営委員会では採択された。その意味ではそれは彼自身の言うように、初めて公式機関が大衆ストライキを承認した文書であった⁽¹⁹⁾。彼はベルンシュタインとは違って、大衆ストライキを特定の個別的的目的のための手段としてではなく、政治支配を決する「革命的手段」と見なした。即ちそれは「選挙権や団結権といった個別的な手段をめぐる闘争でなく、全政治権力をめぐる闘争⁽²⁰⁾」において考慮の対象となる。だが、

「大衆ストライキがいついかなる条件で生ずるかを予見することはできず⁽²¹⁾」、それゆえ時が熟するまでは従来通り組織作りに専念し、慎重に準備せねばならない、と。

R・ルクセンブルクは大衆ストライキの積極的な行使を主張した。彼女によれば議会闘争が大衆ストライキかという問題のたて方は誤りであり、共に階級闘争の両面である。大衆ストライキは議会闘争にとって代りはしないが、さりとて議会主義の単なる付属物ではない。一九〇二年のベルギーでの選挙権闘争の敗北は、まさに「議会外活動が議会闘争の犠牲にされてしまった⁽²²⁾」ことの結果である。大衆ストライキは単に議会制擁護のための「防衛手段」ではなく、積極的な「攻撃手段」である。組織が整わないうちは大衆ストライキを行なうべきではないとする考え方も誤っている。組織が闘争を生み出すのではなく、「生きた弁証法からすれば、逆に闘争が組織を生み出すのである⁽²³⁾」。しかも大衆ストライキは組織労働者だけでなく、むしろ未組織労働者の「自然発生的性」に大きく依拠している。このように彼女は大衆ストライキ戦術の意義を認めるだけでなく、その積極的行使を迫った。

だが、論争は党内だけにとどまらなかった。問題はむしろ党と労働組合の關係であつた。大衆ストライキに誰よりも強く反対したのは自由労働組合であつた。当時既に一〇〇万余の組合員と党の五〇倍もの年収を持ちその組織量を誇つていた自由労働組合は、しだいに「可能な危険はすべて避け組織の団結強化に専念する」⁽²⁴⁾ようになつていた。自由労働組合議長C・レギーンは一九〇三年のSPDドレスデン党大会で、「ゼネラルストライキ問題は検討の余地なし」⁽²⁵⁾として討論そのものに反対し、また一九〇五年五月のケルン労働会議は、「政治的大衆ストライキの宣伝によつて戦術を特定化しようとするすべての試みを、拒否すべきものと見なす」⁽²⁶⁾と決議して、大衆ストライキに反対の立場を明確にした。

こうした党内及び党と労働組合の対抗關係の中で、一九〇五年九月のSPDイェナ党大会は、以下のような決議を採択した。即ち選挙権や団結権といった労働者の基本権が脅かされた時、「党大会は、労働者階級へのかかる政治的犯罪を防止しまた彼らの解放にとつて重要な基本権を獲得するための最も効果的な闘争手段として、必要に応じて広汎な大衆的労働停止の実施を考慮してい

⁽²⁷⁾る」。決議は「大衆ストライキ」の代りに「大衆的労働停止」という表現を用いることによつて労働幹部等の反対派を宥め、他方それを重要な闘争手段として公式に認めることによつて急進派の意見を容れて、両者の妥協を図つていた。

翌一九〇六年九月のマンハイム党大会では、同年二月の党と労働組合幹部との「秘密協議」⁽²⁸⁾をもとに、一層自由労働組合の意向に沿う決議がなされた。曰く、「ケルン労働会議の決議は、イェナ決議と矛盾するものではない。……党執行部は政治的大衆ストライキを必要と見なした場合、すぐに労働組合総務委員会と協力して、行動を効果的に遂行するのに必要な全手段を講じなければならぬ」⁽²⁹⁾。本決議は先のケルン労働会議の決議を容認し、しかも党は自由労働組合総務委員会と見解を同じく提携する場合にはのみ大衆ストライキを行なうという条件を付与することによつて、その行使に重大な枷をはめた。この「いわゆる『マンハイム協定』」⁽³⁰⁾と言われる妥協」によつて、党は党内右派及び労働組合勢力に主導権を奪われるようになっていった。

ではヒルファディングは大衆ストライキをどのように

とらえていたのだろうか。彼はまず「オーストリア鉄夫のゼネラルストライキ」(一九〇〇年)で母国の一九〇〇年の闘争を分析し、ゼネラルストライキの戦術的意義を学んだ。同年一月に労働時間短縮や賃上げを求めて開始されたゼネラルストライキは、各国の闘争資金援助やドイツ労働者の連帯の業務停止闘争に支えられ、これまでの「最大規模」の闘争となった。経済的要求は社会民主党の働きかけで政治の場に持ち出され、ついに政府介入をひき出した。これは労働者にとって「初めての成功」であった。労働者の要求は特権的議会の妨害をものはねのけて一定程度達成され、ストライキは四月に終結した。

この論文で彼は、それまでオーストリアで敗北を重ねていた部分的なストライキに比べて、ゼネラルストライキの戦術的効果の大きさを確認している。しかも彼は労働者の闘争における組織性の意義を強調する。「ストライキはこれまでそれと無縁であった労働者にも、組織の重要性を教えた」⁽³²⁾。さらに彼が経済闘争と政治闘争の結合を重視しているのも注目される。「労働組合闘争を同時に政治闘争に転化」⁽³³⁾しえたことが、今回の成功の鍵だったと彼は考えたからである。

次いで「ゼネラルストライキ問題について」(一九〇三年)で、彼は議会闘争と大衆ストライキの関係をより一般的に論じている。彼によれば議会は今日では労働者階級にとって、単に「政治的教育手段」としてだけでなく、権力移行手段すなわち資本家階級に代って自ら権力を握る手段として、極めて重要な位地を占めている。

「常にただ議会を基盤としてのみ、プロレタリアートの経済力を政治的影響力へと転化することができる」⁽³⁴⁾。それゆえ資本家階級は、労働者による議会を通じた「合法的」闘争をなによりも恐れる。資本家は今や「夜警国家」観を放棄し、国家をより直接的に自らの経済的利害のために利用すべく、労働者を議会から締め出そうとしている。労働者はこれに対して「最も重要な」政治的権利たる選挙権を確保し、議会制度を擁護せねばならない。それには彼らは生産過程を直接握っているという自らの立場を利用して、生産停止という「唯一の決定的強制力」によって、反動的攻撃と対決せねばならない。「選挙権の背後には、ゼネラルストライキへの決意がなければならぬ」⁽³⁵⁾。だがゼネラルストライキはただ「限定された目的」のための手段にすぎず、議会闘争そのものにとつて

代るべきではない。「結局ゼネラルストライキは急激な変革の手段ではなくて……平和的發展を不可能ならしめるような暴力を阻止するための防衛手段としてのみ考えられる」。(36)このように彼は議會制度の政治的意義を高く評価し、そして、議會制度擁護のための防衛手段としてゼネラルストライキの行使を認めている。ゼネラルストライキを防衛手段と見る彼の立場は、イエナ大会での党執行部の立場と基本的に同一であり、それを攻撃手段と見なすルクセンブルクら急進派とは異なっていた。

彼のこの論文に対して、すぐにG・エックシュタインが批判を加えた。エックシュタインによれば、ヒルファディングはあまりに議會を通じた合法主義にとらわれているという。これまでの歴史で常に決定的役割を演じてきたのは、暴力である。「あらゆる政治的権利の基礎である暴力を絶えず考慮することなしに全く合法的に政治闘争を行なうかのような幻想から、我々は脱却せねばならない」。(37)ゼネラルストライキはヒルファディングの言うように労働者の「唯一の」武器ではなく、またそれ自身独立した手段ではない。それは自らの枠を越えて最終決戦へと発展する傾向をもつ。それゆえヒルファディ

ングのように普通選挙権の背後にゼネラルストライキをいうのではなく、「ゼネラルストライキの背後に、決定的闘争への決意がなければならないのである」。(38)このように彼はヒルファディングを、合法主義的偏向として批判した。

他方「一労働者」のU・フリュヒティヒは、別の方向から批判を投げかけた。ヒルファディングらはゼネラルストライキによって選挙権を守ろうと主張するが、現状では「ゼネラルストライキはドイツ労働運動の中ではほとんど支持されていない」(39)と彼は言う。労働者は今や強力な企業者組織に相對して、容易にストライキをなさない。しかも昨今の選挙では政治的情宣にもかかわらず、労働者は投票所に向かおうとしなかった。「このような選挙人が普通選挙権のためにゼネラルストライキに入るだろうか。断じて否である」(40)そもそも選挙権は単に政治的な「宣伝手段」にしかすぎず、それ以上のものではない。我々は選挙権によってではなく、労働運動によって前進してきたのだ。見られるようにフリュヒティヒは、概して選挙権や議會闘争そのものの意義を認めない立場からヒルファディングのゼネラルストライキ論に反対し

た。

ヒルファディングはこれらの批判に直接答えることはなかつたが、続く「議会主義と大衆ストライキ」(一九〇五年)では一定程度認識を変化させた。⁽⁴¹⁾すなわち彼は議会制度の限界に言及し、他方大衆ストライキを一層政治的最終決戦と結びつけるようになった。彼は言う。議会主義者は単なる投票の数が政治的力量を決すると考え、議会に全力を注ぐべしと主張するが、しかし「議会制度は決して政党の直接的力をじかに表現するものではない」⁽⁴²⁾。権力闘争は組織の闘いであり、その強さは単に数では規定しえない。

そもそも今日SPDが議会で無力に見えるのは、議会主義者が言うように労働者の勢力が弱いからでも党の戦術が悪いからでもなく、逆に労働者が極めて強いからだ。と彼は言う。労働者が弱い間はその要求は当面の個別的課題に限られ、資本家も議会で妥協しつづ労働者を懐柔しうるが、労働者の力が増大してくると、体制変革そのものが問題となる。それゆえ資本家は極力議会を形骸化して労働者の影響力を削ぎ、議会の外で事を決しようとする。そこに今日の議会の無力化が生じている。

労資の勢力が拮抗するほど労働者の強いドイツでは、大衆ストライキはもはや単なる個別の要求貫徹のための「示威手段」ではありえず、それは政治的支配を決する最終決戦とならざるをえない。「大衆ストライキはドイツでは、ただブルジョアジーとプロレタリアートの闘争の最終的決定手段である」⁽⁴³⁾。従つてその行使は十分慎重でなければならぬ。このように彼はドイツの強力な労働者党による大衆ストライキの行使は不可避免的に階級決戦を招来するが故に、それを軽々しく行使すべきではないとして、党執行部のスト自重の態度を支持した。

結局この時期のヒルファディングの特徴はといえば、彼はまずハイネら修正派や労組幹部と対立して、大衆ストライキの戦術的意義を認めた。また彼はベルンシュタインとは違つて、それを単に議会制擁護のためだけに限定せず、より広く労資の階級決戦と結びつけた。他方彼は大衆ストライキをあくまで「防衛手段」と見なし、また労働者の組織性を重視した点で、ルクセンブルクらがそれを未組織労働者に大きく依存する「攻撃手段」と見なし、いたのは異なつていた。彼はカウツキーに近い立場にいた。だがこの時点では彼やカウツキーとルクセ

ンブルクらとの間には、いまだ政治的対立は顕在化して
いなかった。

二 一九一〇年の論争

さて大衆ストライキ論争は選挙制度改革運動の高揚を
背景に、一九一〇年に再燃した。プロイセンSPDは一
九〇七年に、「組織されたプロレタリアートの利用しう
るあらゆる手段を駆使して……闘争を展開する」と決議
して、運動を強力に推進した。翌年皇帝ヴィルヘルム二
世は運動の圧力に押されて、選挙制度の「有機的發展」
を約束せざるをえなくなり、その結果一九一〇年によ
うやく政府の改革案が出されることとなった。同年二月に
ベートマンリホルヴェークが提出した改革案は、直接選
挙制を導入したものの三級制や公開制は依然保持してお
り、自由平等秘密選挙とはほど遠い内容であった。しか
も同案は議会で保守、中央党のいわゆる「青・黒プロッ
ク」によって間接制復活等の改悪を迫られ、結局五月に
法案そのものが政府自身の手で撤回されてしまった。こ
の間労働者階級はハンブルクやキール等で政治的ストラ
イキを行ない、またベルリンでは弾圧回避のため「大衆

散策」の名目で大規模なデモを敢行したりした。⁽⁴⁵⁾

こうした運動の盛り上がりに触発されて再び大衆スト
ライキ論争が展開されたが、今回の論争で注目されるこ
とは、これまで反修正主義で一致していた急進派内部が
分裂して、ヒルファディングやカウツキーらが初めて
「中央派」と呼ばれるようになったということである。
「一九一〇年のマグデブルク党大会で、いわゆる『マル
クス主義中央派』が初めて登場した⁽⁴⁶⁾。この大会では大衆
ストライキとバーデン予算問題⁽⁴⁷⁾とが焦点となり、「中央
派」は前者において反急進派、後者において反修正派の
立場をとることによって生じた。

大衆ストライキ問題では、ルクセンブルクとカウツキ
ーとが対立することとなった。ルクセンブルクは、「党
は運動をさらに発展させようと望むなら、大衆ストライ
キの合言葉を議事日程に上せねばならない⁽⁴⁸⁾」と説いた。
運動を同一水準にひきとめておくことは不可能であり、
党はそれにより尖鋭で効果的な形態を与えるべく、適切
なスローガンを提起せねばならない。今や議会的な手段
だけでなく、議会外の直接的大衆行動こそが必要とされ
ている。とはいえ大衆ストライキは、カウツキーの言う

ように議會闘争と背反するものではなく、むしろ「それを補完するものとして、まさに議會的権利を獲得するための手段として考えられてきたのである」⁽⁴⁹⁾。

これに対してカウツキーは、大衆ストライキ問題はすでにイエナ決議で「決着済み」として、論争そのものに消極的な態度を示した。彼によれば今日では決定的闘争によって一挙に敵を打倒する「壊滅戦略」に代って、当面は決戦を「回避」しつつ選挙権や団結権等によって長期的に敵の弱体化を図る「消耗戦略」が有効である。それゆえ「最終的な武器」である大衆ストライキは、性急に行使用してはならない。また一般の人々も、大衆ストライキのような激しい行動をとるほど十分「激昂」してはいない。「党は必ず失敗するような未成熟な大衆ストライキの試みを阻止すべく、党組織を利用する権利と義務をもっている」⁽⁵⁰⁾。むしろ現下の焦点は次期の帝國議會選挙である。「我々は今や大衆ストライキへではなく、来るべき帝國議會選挙へ向けて煽動してゆかねばならない」⁽⁵¹⁾。選挙での勝利こそ新しい展望を開くのであり、確実な勝利の見込みを「我々の側の愚行」によって損ねてはならない。このように彼は大衆ストライキよりも、帝國議會

選挙に力を注ぐことを主張した。

結局党大会はルクセンブルクの決議案のうち、政治的大衆ストライキを含むあらゆる手段をとるべしとした部分を探採したものの、「大衆ストライキの討論と宣伝を準備する」⁽⁵²⁾という箇所は否決し、決議の実効力を削いだ。

また一九一三年のイエナ党大会では三たび大衆ストライキが論じられたが、ここでもカウツキーは「目下のところ大衆ストライキは問題になりえない」⁽⁵³⁾として、理論的にも実践的にも議論の必要なしとした。ルクセンブルクの決議案はまたもや否決された⁽⁵⁴⁾。

さてヒルファディングはこのような一九一〇年の論争でいかなる立場をとったのだろうか。「一九一〇年のマルクス主義中央派の立場に関する最も簡潔な叙述」⁽⁵⁵⁾と評される彼の論文「マゲデブルクでの党大会」(一九一〇年)から見てゆこう。彼によればそもそもマルクス主義にとって改良と革命とは、手段と目的として相互に不可分であるが、しかし現実には両者の結合は容易でなく、たえず一方で改良主義者が、他方で性急な革命論者がたち現われる。今大会において前者はパーデン予算問題で党規約に違反し、後者は大衆ストライキ問題で党執行部

を攻撃する。

大衆ストライキ問題で党執行部は行動提起をせず運動を推進しなかつたと非難されているが、果たして現実には大衆はストライキを欲していたのだろうか、また党中央が自らの任務に背いてそれを打ち壊してしまったのだろうか、と彼は反問する。彼によれば政策を決定するのは組織の官僚ではなく、あくまで大衆自身である。もし実際に指導部による大衆行動への「ブレーキ」が奏功するならば、大衆自身がそれを可能にし認めたのである。最も重要なのは大衆の意識であり、大衆ストライキも、それを彼らが「唯一の手段」と認めた時のみ提起しうる。

「しかし今や大衆の関心が、来るべき選挙に向いているのは確実である」⁽⁵⁶⁾。議会的手段は以前にもまして大きな政治的効果をもつのであり、選挙は大衆を鼓舞し自らの力を確信させるだろう。選挙によって我々に有利な状況を作り出されるのが確実な時に、「見通しの立たない闘争」を提起しうるだろうか。このように彼は党執行部の立場を擁護し、実質的に大衆ストライキに消極的な姿勢を示した。彼は肝心の大衆の意識がストライキに向いているかどうか疑わしいとし、結局カウツキーと同様に帝國議

会選挙に期待をかけたつ、その前に不確実な戦術をとるべきでないと考えたのである。

彼はまた別の論文で次のようにも述べている。「同志ローザ・ルクセンブルクらは、あたかも大衆ストライキが労働運動の全分野との極めて緊密な了解なしに成功しうると誤解されかねない決議を、党大会で決定しようとした」⁽⁵⁷⁾。だが労働運動と政治運動の密接な協力関係の必要性は、今や一層確信されている。党執行部は大衆ストライキを全く拒否したのではなく、それを一つの「考慮すべき手段」として認めており、それゆえ選挙権闘争に真摯に取り組む姿勢を示しているのである。彼はこのようにルクセンブルクの戦術提起が、労働組合との協力関係の重要性を考慮してないと批判している。

ヒルファディングにとつては大衆ストライキは、あくまで最終決戦の手段である。搾取廃止の闘争が「大衆ストライキのように労働組合闘争方式の形態を借りている場合でも、……眼目は、ブルジョアジーの権力組織たる国家に対する労働者階級の権力闘争である」⁽⁵⁸⁾。決戦の手段たる大衆ストライキの行使は常に慎重でなければならず、当面は議会活動に専心すべきであると彼は言う。

とはいえ彼は一般に政治闘争において、ただ議会活動のみでこと足れりとしていたわけではない。例えば彼は選挙権闘争に関して、「選挙権は特権的議会においてでなく、ただ議会の外で議会外的強制手段によってのみ獲得されうる⁽⁵⁹⁾」と述べ、大衆自身の直接行動の必要性を説いている。また彼はメーデーについても、それがドイツで大衆行動の日として「新しい意味」をもちつつあることを示唆している。選挙権闘争を契機とした大衆運動の高揚は「五月一日の祭典を新しい内容で満たし、労働停止要求にも新たな活力と成功とを与えるだろう⁽⁶⁰⁾」。このように彼は街頭デモや「労働停止」即ちストライキといった議会外の直接的行動にも、一定の意義を認めている。

最後に「党大会に寄せて」(一九一三年)を見てみよう。彼は次のように主張する。カウツキーの大衆ストライキについての見解はマンハイム党大会当時と同じであり、今日でも党の多数意見を代表している。カウツキーは大衆ストライキはドイツ自身の特殊性からその実施時期や形態を前以って規定しえないと述べているが、これは正しい。他方ルクセンブルクは大衆ストライキの有効性を革命的情勢との関連で論じているが、彼女自身「現

在」革命的情勢が存在するとは主張していない。また彼女も、組織をサンディカリスト的に改変しようとするような「一度きりの」大衆ストライキ戦術論は拒否している。「従って大衆ストライキ問題について党は、ただ一九〇五年イエナ及び一九〇六年マンハイム党大会の時と同様の態度をとりうるだろう⁽⁶¹⁾」。見られるようにヒルファディングはカウツキーを擁護しつつ、結局のところ一九〇五、六年の決議の正しさを再確認するにとどまった。

三 階級闘争の「パラドックス」論

以上で一九〇五年と一九一〇年を頂点とする大衆ストライキ論争でのヒルファディングの思想的立場を検討してきた。彼は修正派や労働組合幹部に対抗しつつ、大衆ストライキの戦術的意義を認めたが、他方その具体的行使については慎重で消極的態度を示し、ルクセンブルクら急進派と対立した。彼はカウツキーと共に両時期を通じて党執行部の立場を擁護した。以後彼らは「中央派」と呼ばれるようになってゆくのである。

しかしヒルファディング自身はこの「中央派」という呼称を拒否している。彼は現在新しい左翼としての「中

「我々マルクス主義者は、左翼『急進派』が連携しうるような『中央派』では決してない」と述べる。⁽⁶²⁾むしろ「これまでの二つの『潮流』の対立は消滅しつつある」⁽⁶³⁾のであり、戦術をめぐる意見の相違が存在するとはいえず、党の統一を危うくする「潮流」の発生を導くような論争がなされてはいけない。彼はこう述べて党の統一の重要性を強調している。

彼が大衆ストライキの具体的行使にあたって慎重な態度をとり、当面は議会活動を優先させたことについて例えばシヨースクは、「ヒルファディングは実質的にゼネラルストライキを、エルフルト綱領の議会戦術に吸収しつつあった⁽⁶⁴⁾」と述べ、またケーニヒも、ヒルファディングにおいては「ゼネラルストライキは……議会での可能な限りの成功を保証するべきだが、しかし議会活動に従属しそれを越え出てはならないものとされた⁽⁶⁵⁾」として、いずれも彼の議会主義への傾斜を批判している。だが、彼を単に議会主義者ときめつけることができないのは、先に見たように彼が議会活動の限界を指摘し、街頭デモやストライキといった議会外の直接行動の意義をも一定

程度認識していたことからわかる。

彼は理論的には大衆ストライキの戦術的意義を積極的に唱道し、それを党の闘争手段として正式に認めさせる上で重要な役割を果たした。しかしながら彼は大衆ストライキを何よりも議会制擁護のための防衛手段、さらに進んで政治支配を決する最終的手段と位置づけたことにより、実践面ではその行使に慎重で消極的な態度をとった。大衆ストライキの実践的行使は確かにその時の情勢によってはとはいえ、彼自身情勢そのものの分析を精密に行なっているとはいえず、しかも他方では既に見たごとく、一九〇六年の「秘密協議」やマンハイム決議で実質的には情勢の如何にかかわらず大衆ストライキの行使を控えることが取り決められていることを考えあわせると、彼の態度は、その主観的意図はどうあれ、結果的にはSPDの改良主義的傾向、「待機主義」の姿勢を追認することになっていったのは否定しがたく思われる。これまでSPDの「待機主義」は、到来時期の不確かな階級決戦を待ちつつそれまでは徒に闘争を繰り延べる党の非実践的態度の特徴づけとして、しばしば語られてきたが、その原因についてはいまだ必ずしも十分に解明されてきたと

はいえない。それゆえここでは、党執行部を理論的に支えた「中央派」の論客ヒルファディングに則して、「待機主義」の思想的原因の一端を探ってみたい。⁽⁶⁶⁾

何が彼をして大衆ストライキの実践的行使に消極的態度をとらせたかといえは、それはおそらく階級闘争の「バラドックス」論とでも呼びうる彼独自の運動論にまで遡れるのではないだろうか。即ち彼によればドイツの労働者階級とその党SPDは、オーストリアやロシアといった「遅れた国々」のそれに比べてはるかに強大である。労働者の力が弱い間はその個別的改良要求に対して資本家は讓歩により宥和を図ろうとするが、労働者が強くなると体制変革そのものが問題となってくるが故に、資本家も国家権力を中心に結束して非妥協的態度を強め、その結果「個々の改良をめぐる闘争は一層困難」⁽⁶⁷⁾となる。「以下のことはバラドックスに聞こえようとも、それは階級闘争の本質から生ずることである。即ち政治的成功とりわけ選挙権闘争で成功を収めることは、強いプロレタリア党よりも弱い党の方がより容易だということである」⁽⁶⁸⁾。党が弱いからでなく強いからこそかえって闘争成果があがらないところに、「バラドックス」たる所以があ

る。強い党の課題はもはや個々の改良ではなくて、体制の変革である。労資の勢力が拮抗し「一種の均衡状態が生じている」⁽⁶⁹⁾ドイツは、一触即発で階級決戦に突入している状況にある。それゆえ決戦に導くおそれのある大衆ストライキは、オーストリアやロシアのように安易に行してはならない。「遅れた国々」での大衆ストライキの成功は、「他国にぬきんでて」労働者階級の強いドイツにはそのままではまらない。強い労働者階級と党こそ自制し慎重であらねばならない、と。

こうした彼の階級闘争の「バラドックス」論を「待機主義」との関連で見ると、そこにはいくつかの問題点が看取される。まずこの議論からすれば、世界最強を誇るSPDが大衆ストライキやメーデーで決して先頭に立たないことは、第二インターナショナルの友党からの批判にもかかわらず、むしろ正当化されてしまうのではないか。実に労働者階級とその党の強いことが、闘争を積極的に行なわないことの理由にされていると言える。また大衆ストライキの行使が即座に階級決戦を導くとする彼の考え方は、既に否定したはずのアナルコサンディカリズムのゼネラルストライキ論、即ち「ただ一度きりの」

ストライキで一挙に体制変革を図ろうとする考えに極めて接近している。「一度きり」のストライキで決戦を考える限り、その行使には過度に慎重とならざるをえない。そして彼は強い党の課題はもはや改良ではなく階級決戦だと言いが、その場合には個々の闘争を不断に積み重ねつつ力を蓄えて決戦に臨むのではなく、一挙に到来するだろう決戦に備えてただ待機するだけということになりかねない。決戦の時期を待つ間に個々の局面で後退を余儀なくされ、いつしか改良主義の波に押し流されてゆくことになる。彼自身、例えばこの大衆ストライキ論争と並んで党改良主義化の指標とされる大戦前夜の租税論争で、軍事支出のための租税案を追認してしまつた。⁽⁷⁰⁾

彼はまたこの議論の中でドイツの労働者組織の強さを再三強調しているが、その場合彼はただ量的増大にのみ目を奪われて、その質的内実を十分問題になしえていなかったと思われる。SPDは約一〇〇万の党员と一一〇人の国会議員をもち(一九二二年)世界最強を自他共に許していたが、内部では思想的には既に世紀末から修正主義的潮流が存在していた。また組織的には選挙区操作による急進派議員の制限や婦人団体の排除(一九〇九

年)を通じて党大会の形骸化が進み、青年組織は改組され(一九〇八年)、メーリングヤルクセンブルクらは党機関紙から追放され、そして任命制役員の大化等を通じて党機関は一層官僚主義化しつゝあつた。他方自由労働組合も官僚群を急増させ、⁽⁷³⁾彼らは組織維持への強い利害関心から、大衆ストライキのみならずメーデー問題でも大衆行動に消極的態度を示していた。⁽⁷⁴⁾自由労働組合身のSPD議員は概ね党内右派を形成していた。⁽⁷⁵⁾

ヒルファディングは「一部のドイツ労働組合指導者が修正主義を支持した」⁽⁷⁶⁾ことを全く知らなかつたわけではないが、しかし彼は概して党や労働組合内への改良主義の浸透に無自覚であり、第一次大戦直前でも「労働組合指導者をすべて修正主義者と見なすことの不当性」⁽⁷⁷⁾の方を強調していた。彼はこのころは労働者階級全体の急進性を、多分に過大評価するきらいがあつたように思われる。⁽⁷⁸⁾彼が労働運動内の改良主義を批判し「今やどこでも労働運動は党内右派の独裁下にある」と述べるのは、ようやく大戦開始以後のことである。

こうした問題をはらむ階級闘争の「バラドックス」論が背後にあり、それが彼の大衆ストライキに対する態度

決定にも大きな作用を及ぼしていたと思われる。これまでにヒルファディングら「中央派」の特徴としては、「理論と実践の矛盾」⁽⁸⁰⁾、即ち理論での革命性と実践での改良主義との乖離が指摘されてきた。この指摘は現象的には妥当するように思われるが、しかしヒルファディング自身の内では大衆ストライキの「理論」と「実践」とは、彼なりに階級闘争の「バラドックス」論で密接に結びつけていたことを、これまでの叙述で明らかにしえたいと思う。

- (1) 保護関税論争と植民政策論争におけるヒルファディングの思想的立場については、拙稿『金融資本論』以前のヒルファディングの帝国主義認識』『一橋論叢』八二—三、一九七九年九月参照。
- (2) F. Engels, „Einleitung zu *Klassenkämpfe in Frankreich 1848 bis 1850* (1895)“, *MEW*, 22, S. 509ff. 『全集』二二、大月書店、五一—五頁以下。古賀英三郎「マルクス・レーニンゲルスの革命論」田口富久治編『講座史的唯物論と現代』五、青木書店、一九七八年、一四七頁以下参照。
- (3) J. Brauntal, *Geschichte der Internationale*, Bd. 1, Hannover, 1961, S. 306.
- (4) W. Maehl, „The Triumph of Nationalism in the German Socialist Party on the Eve of the First World War.“ *The Journal of Modern History*, 24—1, 1952, p. 35.
- (5) G. P. Steenson, *Karl Kautsky 1854—1938*, Pittsburg, 1978, p. 144.
- (6) R. Hilferding, „Parlamentarismus und Massenstreik“, *Die Neue Zeit* (以下 *NZ* と略記) 23—2, 1905.
- (7) Die Volksstimme (Hrsg.), *Aus der WaffenKammer des Sozialismus*, 6 Halbjahres-Bd., Frankfurt a. M., 1906. 倉田稔「ドイツ社会民主党とストライキ論争」『労働運動史研究』五九、一九七六年、二八四頁参照。
- (8) 一九〇五年頃の論争については、W. Gottschalch, *Strukturveränderungen der Gesellschaft und politisches Handeln in der Lehre von Rudolf Hilferding*, Berlin, 1962, S. 70ff. 保住敏彦「西尾共子訳『ヒルファディング』」『ネルヴァ書房』一九七三年、四二頁以下、倉田氏前掲論文。一九一〇年頃については、上条勇「第一次大戦前夜のヒルファディング」『北大経済学研究』二九—一、一九七九年三月が部分的に論じている。論争の前史については、市原健志「ドイツ社会民主党 (SPD) 内の政治的大衆ストライキ論争 (一) (二)」『商学論叢』二〇—五、六、一九七九年一月、三月、乗杉澄夫「ドイツ社会民主党のプロイセン邦議会選挙参加と初期大衆ストライキ論争一八九三—一九〇四年」『経済理論』一七

九'一九八一年一月参照。

- (6) J. Schmidt, W. Seichter, „Die deutsche Gewerkschaftsbewegung von der Mitte der neunziger Jahre des 19. Jahrhunderts bis zum Ersten Weltkrieg“, F. Deppe, u. a. (Hrsg.), *Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung*, 2. Aufl., Köln, 1978, S. 88.
- (10) *Statistisches Jahrbuch für den preussischen Staat*, 4 Jg., Berlin, 1906, S. 253 ff., 7 Jg. 1909, S. 276 ff.
- (11) G. Hohorst, u. a., *Sozialgeschichtliches Arbeitsbuch*, II, München, 1975, S. 132.
- (12) *Internationaler Sozialisten-Kongreß zu Amsterdam*, 1904, S. 24.
- (13) 當時は「プロレタリアートの階級的利害を促進するため、示威的大衆罷業」という意味で「ギネラヌメライキ」、「大衆ストライキ」、「連帯ストライキ」、「同盟ストライキ」等の用語が混用をわづらした (E. Georgi, *Theorie und Praxis des Generalstreiks in der modernen Arbeiterbewegung*, Jena, 1908, S. 5)。このころの一九〇四年の決議以後、マルクス主義陣営では「大衆ストライキ」という用語が一般化していった。『ノイエ・ツァイト』の目次は一九〇六年以降は「ギネラヌメライキ」に代えて「大衆ストライキ」を、またヒルツフェインツも一九〇五年からは「大衆ストライキ」を用いてゐる。
- (14) チャートキヤニヨは修正派が中心で大衆ストライキを支持したため日記に記述してゐる。『オキナワシヨウ』(Gottschalch, *op. cit.*, S. 74, 和訳『国史叢書』)。
- (15) W. Heine, „Politischer Massenstreik in gegenwärtigen Deutschland?“, *Sozialistische Monatshefte*, 1905, Bd. 2, S. 762.
- (9) E. Bernstein, *Der Streik*, Frankfurt a. M., 1906, S. 115.
- (17) *Id.*, „Der Strike als politisches Kampfmittel“, NZ, 12—1, 1894, S. 695.
- (18) *Internationaler……zu Zürich*, 1893, S. 54.
- (19) K. Kautsky, *Der politische Massenstreik*, Berlin, 1914, S. 24.
- (20) *Id.*, „Allerhand Revolutionäres“, NZ, 22—1, 1903/04, S. 738. 『革命の和知なる可能性』日本経済新聞『第二インターの革命論争』紀伊國屋書店、一九七五年、一八五頁。
- (16) *Id.*, „Der Parteitag von Jena“, NZ, 24—1, 1905/06, S. 10.
- (22) R. Luxemburg, „Das belgische Experiment“, NZ, 20—2, 1902, S. 110.
- (23) *Id.*, „Massenstreik, Partei und Gewerkschaften“, 1906, *Gesammelte Werke*, Bd. 2, Berlin, 1972, S. 142. 「大衆ストライキ、党および労働組合」『選集』三、現代

思潮社'一九六九年'二三二頁。

- (21) H. Pothoff, *Die Sozialdemokratie von den Anfängen bis 1945*, Bonn-Bad Godesberg, 1974, S. 58.
- (22) *Protokoll SPD Parteitag*, 1903, S. 432.
- (23) „Kölnner Gewerkschaftskongress 1905. Resolution zum politischen Massenstreik“, A. Grunenberg (Hrsg.), *Die Massenstreikdebatte*, Frankfurt a. M., 1970, S. 345f.
- (24) *Protokoll SPD Parteitag*, 1905, S. 143.
- (25) F. Klein, *Deutschland von 1897/98 bis 1917*, Berlin, 1963, S. 164.
- (26) *Protokoll SPD Parteitag*, 1906, S. 305.
- (27) W. Hirsch-Weber, *Gewerkschaften in der Politik*, Köln, 1959, S. 11.
- (28) ケーメタリンの労働法の規制について HILferding, „L'inspection du travail en Autriche“, *Le mouvement socialiste*, 13, 1899, pp. 102 sq.
- (29) *Id.*, „La grève générale des mineurs autrichiens“, *Ibid.*, 36, 1900, p. 742. なお本論文は従来の彼の著作目録に欠落していたものである。
- (30) *Ibid.*, p. 743.
- (31) *Id.*, „Zur Frage des Generalstreiks“, *NZ*, 22—1, 1903, S. 140.
- (32) *Ibid.*, S. 141.
- (33) *Ibid.*, S. 142.
- (34) G. Eckstein, „Was bedeutet der Generalstreik?“, *NZ*, 22—1, 1903/04, S. 362f.
- (35) *Ibid.*, S. 363.
- (36) U. Flüchtig, „Zur Frage des Generalstreiks“, *Ibid.*, S. 445.
- (37) *Ibid.*, S. 446.
- (38) 倉田氏はこの論文が「新しい思想的視点を示したとは思えない」と述べているが、しかし以下で見るように一九〇三年の論文との間には小さな差異が認められる(倉田氏「前掲論文」二八八頁)。
- (39) Hilferding, „Parlamentarismus……“, S. 805.
- (40) *Ibid.*, S. 815.
- (41) *Protokoll SPD Prewgen Parteitag*, 1907, S. 152.
- (42) *Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung*, Bd. 2, Berlin, 1966, S. 150.
- (43) Kautsky, *Der politische……*, S. 247.
- (44) ベーレン予算問題は「一九一〇年七月マクデブルク党大会のさなかに、修正派の勢力の強いレーデンSPD議員団が、党規約に違反して邦政府の全体予算に賛成投票したもので、党大会はこれに対して厳しく非難決議をもちだす(*Protokoll SPD Parteitag*, 1910, S. 178)。
- (45) Luxemburg, „Die Theorie und die Praxis“, *NZ*, 28—2, 1910, S. 638.

- (94) *Id.*, „Ernennung oder Kampf?“, *ibid.*, S. 294.
 「消耗か闘争か」山本氏‘前掲書’三九二頁。
- (95) Kautsky, „Zwischen Baden und Luxemburg“, *ibid.*, S. 666.
- (96) *Id.*, „Was nun?“, *ibid.*, S. 79. 「5月号」山本氏‘前掲書’三十九頁。
- (97) *Protokoll SPD Parteitag*, 1910, S. 450.
- (98) Kautsky, „Der Parteitag“, *NZ.*, 31—2, 1913, S. 1005.
- (99) *Protokoll SPD Parteitag*, 1913, S. 337f. ちなみに一九一四年八月の戦時公債に反対したのPD議員四名のうち二名は‘前年のこのルンペンストク決議案に賛成しており’このことから大衆ストライキ論争が改良主義の重要な契機であったことが確認される。
- (100) C. E. Schorske, *German Social Democracy*, Massachusetts, 1955, p. 186.
- (101) Hilferding, „Der Parteitag in Magdeburg“, *NZ.*, 28—2, 1910, S. 897.
- (102) *Id.*, „Der Parteitag von Magdeburg“, *ibid.*, S. 1001.
- (103) *Id.*, *Das Finanzkapital*, Wien, 1910, Europäische Verlag, 1973, S. 485. 尾崎次郎訳『金融資本権』岩波書店‘一九五六年(下)’一五一頁。
- (104) *Id.*, „Der Wahlrechtskampf in Preußen“, *Der Kampf*, 3, 1910, S. 313.
- (105) *Id.*, „Der Maifeier und ihre Wandlung“, *NZ.*, 28—2, 1910, S. 134.
- (106) *Id.*, „Zum Parteitag“, *NZ.*, 31—2, 1913, S. 876.
- (107) *Id.*, „Mit gesammelter Kraft“, *NZ.*, 30—2, 1912, S. 1004.
- (108) *Id.*, „Das was war“, *NZ.*, 31—2, 1912, S. 168.
- (109) Schorske, *op. cit.*, p. 34.
- (110) E. König, *Vom Revisionismus zum „demokratischen Sozialismus“*, Berlin, 1964, S. 67.
- (111) 上条氏は待機主義の原因を「ルンペンストクの能動的役割や「大衆行動と議会闘争の積極的役割を認識しなかった」ことに求めるが、しかし以下で見ると、彼には独自の認識「運動論があり、彼の階級闘争の「ルンペンストク」論こそが待機主義をより内在的統一的に説明するものである(上条氏‘前掲論文’二二三頁)。
- (112) Hilferding, „Das Wahlgewitter“, *Der Kampf*, 5, 1912, S. 199.
- (113) *Id.*, „Der Wahlrechtskampf……“, S. 314.
- (114) *Id.*, „Alter und neuer Despotismus“, *NZ.*, 25—2, 1907, S. 411.
- (115) *Id.*, „Sozialdemokratische Steuerpolitik“, *NZ.*, 30—2, 1912, S. 221f. „Totentanz“, *NZ.*, 31—2, 1913, S. 745ff. „Tannmel“, *ibid.*, S. 849ff.

- (71) 一九一一年の党大会で労働者は全代議員の八分の一強にもななかった (D. Fricke, *Die deutsche Arbeiterbewegung 1869 bis 1914*, Berlin, 1976, S. 281f.)。
- (72) 一九一四年に党には有給職員四一〇〇名と雇用人一〇〇〇人がいた (Machl, *op. cit.*, p. 25)。安世舟『ドイツ社会民主党史序説』御茶の水書房、一九七三年、一六二頁以下を参照。
- (73) 組合員一万人当りの役員数は、一九〇二年の二・五人から一九一三年の八・六四人へと急増した (H. J. Varain, *Freie Gewerkschaften, Sozialdemokratie und Staat*, Düsseldorf, 1956, S. 59)。
- (74) König, *op. cit.*, S. 83ff.
- (75) SPD国会議員中の労組出身者の割合は、一八九三年の一一・六%から一九二二年の三二・七%へと増加した (Varain, *op. cit.*, S. 45)。
- (76) Hilferding, „Der Revisionismus, und die Internationale“, *NZ.*, 27—2, 1909, S. 167.
- (77) *Id.*, „Das, was……“, S. 172.
- (78) 彼の労働者観、階級論については、拙稿「金融資本と諸階級——『金融資本論』研究の一視角」、『橋論叢』八五—二、一九八一年二月参照。
- (79) Hilferding, „Arbeitsgemeinschaft der Klassen?“, *Der Kampf*, 8, 1915, S. 321.
- (80) A. Laschitzka, „Zur Rolle des Zentrismus 1911/1912“, F. Klein (Hrsg.), *Studien zum deutschen Imperialismus vor 1914*, Berlin, 1976, S. 149.

(日本学術振興会奨励研究員)